

『市役所 事務事業に於ける 第2次地球温暖化対策推進実行計画』

平成18（2006）年 3月 策定

平成20（2008）年 3月 改訂

北 広 島 市

《目 次》

第1 実行計画策定の背景	2
1 地球温暖化のメカニズム	2
2 地球温暖化による影響	2
3 地球温暖化対策の現状	2
4 基本方針	2
5 計画の目的	3
6 計画の期間・目標達成年次	3
7 計画の範囲・対象事業	3
8 計画の対象とする温室効果ガス	6
第2 温室効果ガス排出量の状況	7
1 温室効果ガスの総排出量	7
第3 温室効果ガス削減目標	8
第4 削減の取組内容	10
1 省エネルギーに向けた取組	10
2 省資源に向けた取組	10
第5 具体的取組実践行動	11
1 省エネルギーに向けた具体的な取組	11
1) 電気使用量の削減	11
2) 燃料使用量の削減	11
2 省資源に向けた具体的な取組	11
1) コピー、プリンター用紙使用量の削減	11
2) 節水に向けた取組	12
3) 廃棄物の削減及びリサイクルに向けた取組	12
第6 その他の取組	13
1 環境配慮型製品の購入・使用の具体的な取組	13
2 環境配慮型施設の整備・適正管理の具体的な取組	13
3 研修・普及啓発の取組	13
4 市の助成等による市民の取組支援	13
第7 計画の取組推進	14
1 推進体制	14
2 報告・公表	14
3 計画の見直し	14

第 1 実行計画策定の背景

1 地球温暖化のメカニズム

地球は一つの生命（いのち）であり、太陽からのエネルギーを受けとり、46 億年もかかって、大気、海、陸地、そして植物や動物などの生物からなる複雑な自然の仕組みを作り上げてきた。地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと地球からの放出エネルギーとのバランスによって保たれている。

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、地球からの放出エネルギーを吸収、反射する性質があり、濃度が高くなると温室のように地球の温度を上昇させるため『地球温暖化』現象が起こる。

2 地球温暖化による影響

『気候変動に関する政府間パネル (IPCC)』の調査によると、今世紀末 (2090 年～2099 年) の平均気温上昇は、予測シナリオにより異なるが、1.1～6.4℃にもなると予測されている。

これにより、植生の変化、水資源の地域的な枯渇、海面の上昇による国土の海没、食糧生産の地域的な減産、疾病の発生などが地球規模で生じ、将来の世代に与える影響も極めて大きいことから地球温暖化は『21 世紀最大の環境問題』といわれている。

3 地球温暖化対策の現状

1997 (平成 9) 年に京都で開催された『気候変動に関する国際連合枠組条約』の第 3 回条約締約国会議 (COP3) では、先進国の温室効果ガス削減のための数値目標などを示した『京都議定書』が採択され、先進国全体では 2008 (平成 20) 年から 2012 (平成 24) 年の間に 1990 (平成 2) 年比で 5%以上、我が国は 6%の削減目標を達成することが義務付けられた。

『地球温暖化対策の推進に関する法律』は、平成 11 年 4 月に施行され、京都議定書が発効した平成 17 年 2 月 16 日からは改正法が施行されることとなった。改正後の法第 21 条により、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定するものとされ、同条第 3 項により実施状況を公表しなければならない。これは、都道府県や市町村は、その行政区域の中では就業者数や事業量などからみて、極めて大きい経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することにより、各地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するためである。

4 基本方針

北広島市役所は、事業所の一つとして、市民や事業者の環境保全に向けての自主的・積極的な行動を求める上での率先垂範者としての立場を認識し、自らが環境保全に配慮し

た事務・事業活動を推進するものとする。

5 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び北広島市環境基本条例第26条に基づき、市役所が自ら行う事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制することを目的とする。

6 計画の期間・目標達成年次

平成13年1月に、『北広島市環境保全に向けた率先実行計画（平成10年4月）』を基に『市役所 事務・事業に於ける地球温暖化対策推進実行計画』を策定し、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までの5年間、省エネ行動に取り組んできた。

2005（平成17）年度からは第2次率先実行計画を策定し推進することとし、この計画期間は2005（平成17）年度から2010（平成22）年度までの6年間、基準年度を2004（平成16）年度とする。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行なうものとする。

7 計画の範囲・対象事業

この実行計画における対象は、北広島市役所における事務及び事業であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務全てを対象とし、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、保育園や小中学校等も含まれる。

なお、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガス排出の抑制等の措置が可能なものについては、委託者等に対して必要な措置を講じるよう要請するものとする。

ただし、次の施設については、天候などの自然条件により、エネルギー使用量等が変動するため、本計画削減目標の対象外とした。しかし施設管理に当たっては、可能な限り温室効果ガス排出量の抑制に努めるものとする。

■ 対象外とする施設

- 1 市民等の利用の増減により活動量に変動がある施設（市民プール・葬祭場）
- 2 降雨、降雪によってのみ活動量が左右されるもの（排水機場）
- 3 給配水人口の増減により活動量に変動がある施設（上下水道施設）
- 4 火災等の発生状況により活動量に変動があるもの（消防団施設）

施設番号	施設名	施設管理担当課	判定
1	本庁舎	総務課	対象施設
2	第2庁舎(旧)		対象施設
3	第3庁舎(旧)		対象施設
4	第2庁舎(増)		対象施設
5	第3庁舎(増)		対象施設

6	借上庁舎	総務課	対象施設
7	中央会館		対象施設
8	大曲出張所	大曲出張所	対象施設
9	大曲会館		対象施設
10	農民研修センター	西部出張所	対象施設
11	北広島団地住民センター	北広島団地住民センター	対象施設
12	西の里会館	西の里出張所	対象施設
13	東記念館	市民生活課	対象施設
14	大曲ふれあいプラザ	工業振興課	対象施設
15	消防本部・消防署	消防本部総務課	対象施設
16	消防署大曲出張所		対象施設
17	消防署西の里出張所		対象施設
18	消防第1分団詰所		4
19	消防第2分団詰所		4
20	消防第3分団詰所		4
21	消防第4分団詰所		4
22	福祉センター	福祉センター	対象施設
23	すみれ保育園	すみれ保育園	対象施設
24	すずらん保育園	すずらん保育園	対象施設
25	稲穂保育園	稲穂保育園	対象施設
26	大曲保育園	大曲保育園	対象施設
27	大曲学童クラブ	児童家庭課	対象施設
28	大曲東学童クラブ		対象施設
29	シルバー活動センター	福祉課	対象施設
30	北広島葬斎場	市民生活課	1
31	北広島霊園(便所)		1
32	北広島クリーンセンター	環境課	対象施設
33	ふれあい公園管理棟	都市整備課	対象施設
34	きたひろサンパーク管理棟		対象施設
35	土木事務所	土木事務所<維持担当>	対象施設
36	南の里排水機場		2
37	共栄排水機場		2
38	中の沢排水機場 (東の里排水機場)		2
39	エルフィンパーク		対象施設
40	下水処理センター	下水処理センター	3
41	大曲ポンプ場		3
42	西の里第1ポンプ場		3
43	虹ヶ丘ポンプ場		3
44	マンホール内ポンプ場(6ヶ所)		3

45	青葉浄水場	水道施設課	3
46	緑陽配水池		3
47	輝美配水池		3
48	竹山受水池		3
49	大曲輪厚配水池		3
50	輪厚分水室		3
51	竹山配水池		3
52	西の里配水池		3
53	共栄調整池		3
54	学校給食センター	学校給食センター	対象施設
55	広葉中学給食棟		対象施設
56	西の里中学給食棟		対象施設
57	中央公民館	中央公民館	対象施設
58	中央公民館陶芸作業所		対象施設
59	大曲陶芸作業所		対象施設
60	西の里公民館		対象施設
61	総合体育館	総合体育館	対象施設
62	輪厚児童体育館	体育課	対象施設
63	大曲ファミリー体育館		対象施設
64	西の里ファミリー体育館		対象施設
65	西部住民プール		1
66	大曲住民プール		1
67	西の里住民プール		1
68	緑陽公園プール		1
69	白樺住民プール		1
70	東部住民プール		1
71	自然の森キャンプ場		対象施設
72	緑葉公園管理棟		対象施設
73	旧島松駅通所	社会教育課	対象施設
74	フレンドリーセンター(旧北海道札幌養護学校共栄分校)		対象施設
75	芸術文化ホール・図書館	芸術文化ホール・図書館	対象施設
76	西部小学校	管理課	対象施設
77	東部小学校		対象施設
78	北の台小学校		対象施設
79	広葉小学校		対象施設
80	西の里小学校		対象施設
81	若葉小学校		対象施設
82	高台小学校		対象施設
83	緑陽小学校		対象施設
84	大曲小学校		対象施設

85	大曲東小学校		対象施設
86	西部中学校	管理課	対象施設
87	西の里中学校		対象施設
88	大曲中学校		対象施設
89	広葉中学校		対象施設
90	緑陽中学校		対象施設
91	東部中学校		対象施設
92	輪厚児童センター	児童家庭課	対象施設

また、車両については、出勤頻度等により活動量の変動が大きい消防・土木事務所の特殊自動車を削減目標の対象外とした。

8 計画の対象とする温室効果ガス

この計画における削減対象ガスは、『地球温暖化対策推進法第2条第3項』に規定している下記の5物質とする。

温室効果ガスの種類	発生の原因となる市の事務事業
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、暖房用重油・灯油、自動車用ガソリン・軽油の使用
メタン (CH ₄)	クリーンセンターでの廃棄物の埋立、自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン付庁用車の使用・廃棄
※パーフルオロカーボン (PFC)	(半導体等製造用や電子部品等の不活性液体などとして使用)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器の使用

※発生原因となる市の事務事業は該当なし

また、温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第396号)に定める排出係数等を用いる。

なお、計画年度において排出係数が変更されているが、計画の実施状況を適正に評価するため、今後も計画策定時の排出係数を用いて排出量を算定することとする。

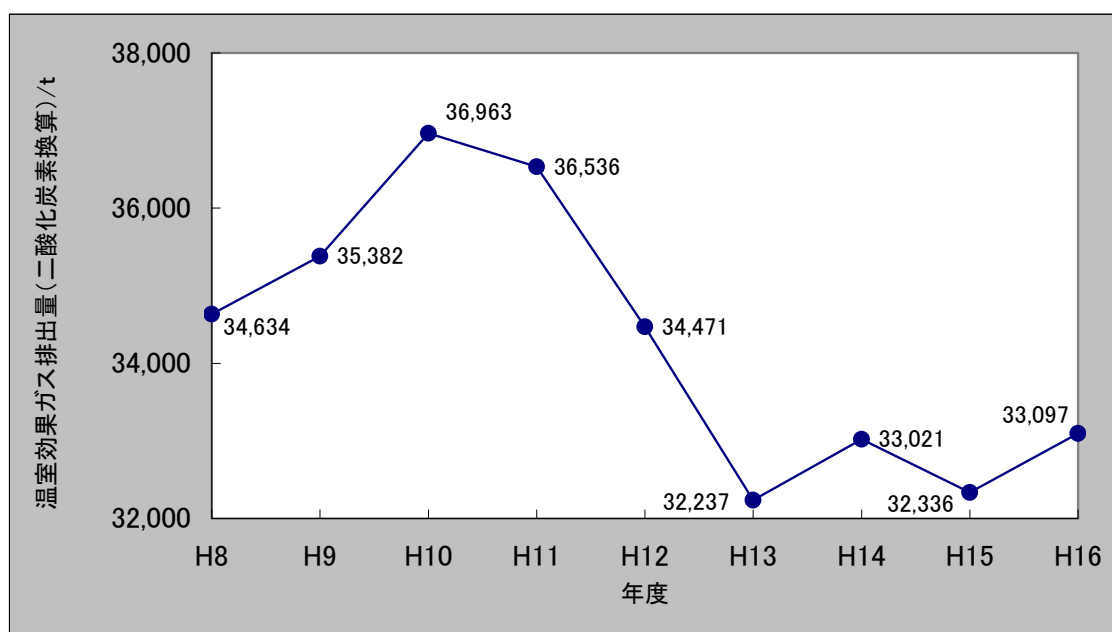
第2 温室効果ガス排出量の状況

1 温室効果ガスの総排出量

1996（平成8）年度から2004（平成16）年度までの市の事務事業に伴い排出された温室効果ガス量（二酸化炭素換算排出量）の状況は次のとおりであった。16年度の二酸化炭素換算排出量は、33,097 tであり、基準年度8年度の34,634 tに比べて-4.44%減少している。

温室効果ガス排出量の変化

年度	温室効果ガス排出量	年度	温室効果ガス排出量	年度	温室効果ガス排出量
平成8年度	34,634 t	平成11年度	36,536 t	平成14年度	33,021 t
平成9年度	35,382 t	平成12年度	34,471 t	平成15年度	32,336 t
平成10年度	36,963 t	平成13年度	32,237 t	平成16年度	33,097 t



温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の経年変化（全公共施設）

※ 平成13年度は、基準年度(平成8年度)比で6%の削減が達成された。その主な要因は、暖冬であったため、暖房用の重油、灯油が減少したことと、紙ごみの分別リサイクルを行い焼却炉を廃止したことによる灯油の減少によるものである。

第3 温室効果ガス削減目標

第1次率先実行計画では、全公共施設を対象として目標を設定していたが、第2次率先実行計画では、一部の施設を削減目標の対象外とした。また、平成8年から平成16年までの間に新たに建設された公共施設があることから、第2次率先実行計画では基準年度を平成16年度とし、平成17年度から22年度までの各年度において、温室効果ガス排出量を基準年度比1%以上削減する等、各項目の実績数値を表1のとおり削減することを目標とする。

なお、平成16年度以降新たに建設・設置された公共施設については、削減目標の対象外施設とする。

ただし、計画実施状況の点検・評価では、全公共施設からの温室効果ガス排出量についても算定し、年度報告においてその推移を掲載する。

2010(平成22)年度までの毎年度、削減目標対象施設における市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成16年度実績に対して1%以上削減します。

温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)

平成16年度実績 28,409 トン



平成17年度～22年度の各年度における目標値 28,125 トン

表 1 各項目の削減目標

項目	平成 16 年度 実績	削減 目標率	削減数値	二酸化炭素削 減量(t)	
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	31,048				
削減目標対象 63 施設 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	28,409	1%	284.1	284.1	
全公共施設電力量 (kw)	10,058,389				
削減目標対象 63 施設 電力量 (kw)	5,890,204	2%	117,804	38.1	
全公共施設灯油 (リットル)	329,185				
削減目標対象 39 施設 灯油 (リットル)	231,711	※ 現状維持			
全公共施設重油 (リットル)	1,401,110				
削減目標対象 31 施設 重油 (リットル)	1,231,116	2%	24,622	68.9	
全車両ガソリン (リットル)	48,793				
削減目標対象 59 車両 ガソリン (リットル)	42,429	2%	848	2.0	
全車両軽油 (リットル)	99,116				
削減目標対象 12 車両 軽油 (リットル)	19,974	1%	199	0.5	
全公共施設 LPG (m ³)	71,945				
削減目標対象 53 施設 LPG (m ³)	71,248	※ 現状維持			
コピー・プリンター用紙(枚)	5,000,000	1%	50,000		
廃棄物埋立 量(乾物重 量)(トン)	食物くず等 (t)	2,024	1%	20	64.5
	紙・繊維くず等(t)	4,711	1%	47	152.6
	木くず等 (t)	622	1%	6	18.2

- ※ 灯油については、各部署、各施設の省エネ取組が高く、平成 8 年度比で使用量が約 8 % 減少していることから、削減目標の設定をせず、現状維持とします。
- ※ LPG については、使用量全体の 9 2%が学校、保育園給食の調理等で消費されており、食数により活動量が固定されているため削減目標の設定をせず、現状維持とします。

第4 削減の取組内容

温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で、二酸化炭素やメタン等 6 物質が指定されている。特に温室効果ガスの排出量の 97%を占める二酸化炭素やメタンの削減に向けた省エネルギーや省資源の取組を重点的に行うものとする。

1 省エネルギーに向けた取組

二酸化炭素を削減するため電気や燃料の使用量について、庁舎等を管理している部署はもとより、全職員が一丸となって省エネルギーに向けた取組を積極的に行うものとする。

- (1) 電気使用量の削減
- (2) 燃料使用量の削減

2 省資源に向けた取組

紙使用量の削減や再生紙使用の推進、節水など、省資源の取組を積極的に行うものとする。

- (1) コピー、プリンター用紙使用量の削減
- (2) 節水に向けた取組
- (3) 廃棄物の削減及びリサイクルに向けた取組

第5 具体的取組実践行動

1 省エネルギーに向けた具体的な取組

1) 電気使用量の削減

- (1) 接客等特別な場合を除き、昼休みには消灯する。
- (2) 日中、業務に支障のない範囲で、照明を消灯する。
- (3) 会議室、トイレ、給湯室等に使用者がいない場合は、消灯する。
- (4) 時間外勤務時における不要照明を消灯する。
- (5) ノー残業デーの普及推進を図る。
- (6) 常時稼動する必要のあるOA機器を除き、外勤時や昼休み等の不使用時には電源を切る。
- (7) 夏季間、事務室等の冷房設定温度を28℃とし、ノーネクタイ等の軽装を励行する。
- (8) 冬季間、トイレの電気ヒーター設定温度は15℃とする。
- (9) 電気ポットの使用は禁止する。
- (10) コーヒーメーカーの使用は禁止する。
- (11) 個人用電気ストーブの使用は禁止する。
- (12) 個人用扇風機の使用は禁止する。

2) 燃料使用量の削減

- (1) 冬季間、事務室等の暖房設定温度を20℃とする。
- (2) 使用する予定のない会議室、事務室等の暖房を停止する。
- (3) 日常の給湯量を推定し、不要なお湯をつくらない。
- (4) 夏季間のカップ等洗浄は水洗いとし、冬季間は給湯器の温度設定をできるだけ低くする。
- (5) 用務先が近距離の場合は、徒歩を励行する。
- (6) 出張時に公共交通機関がある場合は、積極的に利用する。
- (7) エンジン保護のために必要な暖機運転を除き、アイドリングをストップする。
- (8) 自動車から離れるときは、必ずエンジンを切る。
- (9) 自動車を運転するときは、急発進、急加速をしない。
- (10) 公用車の整備点検及び適切な運行管理を励行する。

2 省資源に向けた具体的な取組

1) コピー、プリンター用紙使用量の削減

- (1) 両面コピー・両面印刷を徹底する。
- (2) 資料や文書等は、必要枚数を精査し、無駄をなくす。
- (3) 庁内の連絡や電子メールの回覧等は、紙を使用せず行政情報ネットワークシステム（イントラネット）の活用を徹底する。

- (4) 電子データのディスプレイ上での閲覧を習慣化し、無駄なプリントアウトをしない。
- (5) 庁内の照会・回答文書等は、表紙文書の省略を図る。
- (6) 簡潔明瞭な文章での資料等の作成に努める。
- (7) 文書等を印刷する前に、もう一度、内容に間違いがないか確認する。

2) 節水に向けた取組

- (1) 水を流しっぱなしでの洗い物はしない。
- (2) 手洗いやすすぎ等は必要最小限にする。

3) 廃棄物の削減及びリサイクルに向けた取組

- (1) 片面コピー用紙の裏面再使用を推進する。
- (2) 庁内において封筒を使用する場合は、再使用封筒を利用する。
- (3) 紙コップやペーパータオル、割り箸等使い捨てのものは、できる限り使用しない。
- (4) 使い捨て容器入りの弁当等は、できる限り購入しない。
- (5) 物品等は修理し、長期間使用することに努める。
- (6) 両面使用済みコピー用紙等は、必ずリサイクルボックスに入れる。
- (7) 自動販売機で購入したビン、缶及びペットボトルは、その回収ボックスに入れる。
- (8) 持込のビン、缶及びペットボトルは、軽くすすいで所定の場所に置く。
- (9) プラスチック包装、容器等は、汚れを落とし回収ボックスに入れる。
- (10) 使用済み乾電池は、回収ボックスに入れる。

第6 その他の取組み

その他、環境保全に配慮した事務・事業活動に向け以下の取組みを実施する。

1 環境配慮型製品の購入・使用の取組

平成13年4月1日より全面施行された『国等による環境物品等の購入の調達の推進等に関する法律』（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮された物品の調達に努める。

- (1) 事務用品やOA機器は、環境ラベルが表示されている商品を選択する。
- (2) 家電製品を調達する場合は、省エネ基準達成商品を選択する。
- (3) 廃棄の際に環境への負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品を購入する
- (4) 事務用品等のメーカー、販売店に対し、環境負荷の少ない製品に関するカタログやリストの作成を要請して、製品購入の参考にする
- (5) 庁用車購入時及び更新時の低公害車導入を推進する。

2 環境配慮型施設等の整備・適正管理の取組

施設の新築・改築に当たっては、環境への負荷の低減に配慮した施設整備と適正管理に努める。

- (1) 省エネルギー型施設の整備について検討する。
- (2) 新エネルギーの導入について検討する。
- (3) 公共工事における再生資材の利用を促進する。
- (4) 敷地内の緑化推進について検討する。

3 研修・普及啓発の取組

- (1) 環境保全に関し職員に対する研修を実施する。
- (2) マイカー通勤の自粛等の環境配慮に関し、職員に対する普及啓発の推進をする。
- (3) 環境行事への職員の積極的な参加を促す。
- (4) 庁舎内物品販売業者等に対する啓発を実施する。

4 市の助成等による市民の取組支援

- (1) コンポスト容器、電動生ゴミ処理機の購入助成制度により、埋立て処分される食物くずの削減を図る。
- (2) 集団資源回収に助成し、埋立て処分される紙くず等の削減を図る。

第7 計画の取組推進

1 推進体制

北広島市環境マネジメントシステムを運用・実施するために組織された「環境活動推進組織」により、環境に配慮した活動と並行して推進する。

2 報告・公表

計画の年度実績を定例部長会議に報告するとともに、「北広島のかんきょう」にて公表する。

3 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取組状況等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行なうものとする。

